



# 事業系ごみは 事業者の責任で 処理しましょう!

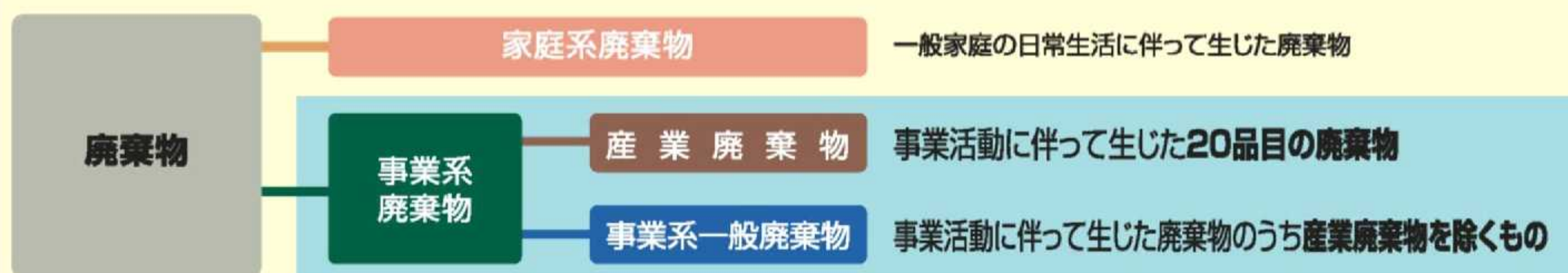
「廃棄物の処理及び清掃に関する法律第3条」では、事業者の責務を定めています。

- ①事業活動により発生したごみは、事業者自らの責任で適正に処理しなければならない。
- ②発生したごみの再生利用等を行うことによりその減量に努めるとともに、製品や容器等がごみとなった場合において、その適正な処理が困難とならないようにしなければならない。
- ③国や地方公共団体の施策に協力しなければならない。

## ■事業者とは

規模の大小や営利目的の有無を問わず、公共公益事業等も含めたあらゆる事業活動を営むものが対象です。  
(例) 商店・飲食店・工場・事務所・神社・寺院・旅館・学習塾・病院・薬局・理容店・大工・農家・不動産会社・福祉施設・学校・官公署など。

## ■廃棄物の分類 (ごみ=「廃棄物」です。)



**事業系ごみは、市内のごみステーション・資源回収・拠点回収に出すことができません。**



# 産業廃棄物の処理

事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、下表の品目と輸入された廃棄物を**産業廃棄物**といいます。市の処理施設では受け入れできません。自社または産業廃棄物処理事業者に委託し、適正に処理してください。

産業廃棄物の処理・委託については、**愛知県産業廃棄物協会(TEL052-332-0346)**へお問い合わせください。

産業廃棄物の種類(20品目)		内容・具体例
あらゆる事業活動に伴うもの	燃え殻	石炭がら、コークス灰、産業廃棄物の焼却灰、炉清掃排出物など
	汚泥	製紙スラッジ、活性汚泥(余剰汚泥)、凝集沈殿汚泥、めっき汚泥、ペントナイト汚泥など
	廃油	潤滑油、切削油、洗浄油、鉱物油、動植物油、溶剤などの廃油
	廃酸	硫酸・塩素等の無機廃棄酸、酢酸・クエン酸等の有機廃酸、写真定着廃液、エッチング廃液など
	廃アルカリ	苛性ソーダ廃液、アンモニア廃液、写真現像廃液など
	廃プラスチック類	合成樹脂くず、合成繊維くず、合成ゴムくずなど
	ゴムくず	天然ゴムくず
	金属くず	鉄鋼、非鉄金属の研磨くず、切削くずなど
	ガラスくず、コンクリートくず 陶磁器くず	ガラスくず、耐火レンガくず、陶磁器くず、 コンクリートくず(工作物の新築・改築・除去に伴って生じたものを除く)など
	鉱さい	高炉・平炉・電気炉などの残さい、不良鉱石など
	がれき類	工作物の新築・改築・除去に伴って生じたコンクリートの破片、レンガの破片、その他これらに類する不要物
ダスト類(ばいじん)	大気汚染防止法に規定するばい煙発生施設や、汚泥・廃油・廃酸等の焼却施設において発生するばいじんであって、集じん施設によって集められたもの	
特定の事業活動に伴うもの	紙くず	建設業に係るもの(工作物の新築・改築・除去に伴って生じたものに限る)、 パルプ製造業、紙製造業、紙加工品製造業、新聞業、製本業、印刷物加工業から生ずる紙くず
	木くず	建設業に係るもの(工作物の新築・改築・除去に伴って生じたものに限る)、木材・木製品製造業、 パルプ製造業、輸入木材卸売業から生じる木材片・おがくず、物品賃貸業に係る木くず、 貨物の流通のために使用したパレットに係る木くずなど
	繊維くず	建設業に係るもの(工作物の新築・改築・除去に伴って生じたものに限る)、 繊維工業(衣類その他の繊維製品製造業を除く)から生ずる木綿くず・羊毛くずなどの天然繊維くずなど
	動植物性残さ	食料品製造業、医薬品製造業、香料製造業から生ずる動物性・植物性の固形状の不要物
	動物系固形不要物	と畜場においてとさつ・解体した獣畜、食鳥処理場において食鳥処理をした食鳥に係る固形状の不要物
	家畜のふん尿	畜産農業から排出される牛・馬・豚・めん羊・山羊・にわとり等のふん尿
	家畜の死体	畜産農業から排出される牛・馬・豚・めん羊・山羊・にわとり等の死体
上記の産業廃棄物を処分するために処理したものであって、これらの産業廃棄物に該当しないもの(コンクリート固形化物など)		

例えば、こんなものも  
産業廃棄物です。

- 理美容店、旅館の「シャンプーボトル」
- 水産加工業の「発泡スチロール箱」
- 食品加工業の「トレイ・弁当容器」
- 食品製造業の「調理くず」

この他、毒性や感染症等を有する産業廃棄物に「特別管理産業廃棄物」があります。



# 事業系一般廃棄物の処理

## 分別区分

### 可燃ごみ

●産業廃棄物に該当しないもの  
生ごみ・汚れた紙(リサイクルできないもの)・刈草・剪定枝等

・生ごみは水分をよく切る  
・古紙はリサイクルへ  
(次ページ参照)

### 資源物

空き缶

空きびん

従業員の飲食等によって生じた缶・びん

・中身はからにし、軽く水洗い  
・空きびんは無色、茶色、青緑、黒色の4種類に分類

## 処理方法

産業廃棄物とは異なり、市の処理施設で受け入れしています。事業者自らが市の定める基準に従って、適正な分別・保管をしたうえで、次のいずれかの方法で処理をしてください。

### ●市が許可した収集運搬業者への委託

ごみの収集、運搬を委託する際には、岡崎市長の許可を持つ、一般廃棄物収集運搬業者へ委託してください。廃棄物対策課ホームページに収集運搬業者一覧を掲載しています。

### ●クリーンセンターへ自ら搬入

分別区分のとおり分別して搬入してください。

処理施設及び受付時間、処理手数料等は次のとおりです。

※クリーンセンターでは施設能力により持込量の制限をしている品目があります。事前にお問い合わせください。

#### 中央クリーンセンター TEL 0564-27-7153 (※1)

〒444-3171 岡崎市板田町字西流石2番地1

受付時間 月～金(祝日含む) 8:30～16:00  
土曜日(祝日含む) 8:30～11:30 ※ただし、年末年始を除く

処理手数料 **可燃ごみ** 100円/10kg

#### 八帖クリーンセンター TEL 0564-22-5436 (※2)

〒444-0922 岡崎市八帖南町字立島2番地1

受付時間 中央クリーンセンターと同じ

処理手数料 **可燃ごみ** 100円/10kg

#### リサイクルプラザ TEL 0564-22-1153 (※3)

〒444-0002 岡崎市高隆寺町字阿世保5番地

受付時間 月～金(祝日含む) 8:30～16:00

処理手数料 **資源物** 30円/10kg



※一般廃棄物を市外で処理する際は市町村間の協議が必要となります。ごみ対策課(0564-22-1153)まで事前にお問い合わせください。

## ごみ袋の使用

事業系一般廃棄物は、**青色半透明のごみ袋** ※に入れて排出してください。ただし、コンテナ等による回収の場合や、リサイクルの目的等で市の処理施設に搬入しない場合は、この限りではありません。

### ※ごみ袋の透明度の基準について

ごみ袋の中に新聞紙などを入れて、書かれた文字が読める程度の透明度かどうか判断基準です。特に市の指定はありませんので、市販されている青色半透明のごみ袋を購入してください。



# 古紙の処理

リサイクル推進のため、事業所から出る古紙は、市の処理施設で受け入れできません。次のいずれかの方法で処理してください。

## 自社で古紙取扱い業者へ搬入

市内には、古紙を受け入れしている業者がいくつかあります。詳しくはお問い合わせ下さい。

**岡崎資源回収協同組合 (TEL 0564-83-6930)**

## 収集業者へ依頼

既に一般廃棄物収集運搬業者にごみの収集運搬を委託している場合は、その業者とご相談ください。

### 分別区分

①新聞・チラシ	新聞・チラシ
②雑誌・カタログ類	週刊誌・本・パンフレット・カタログ・リーフレット
③ダンボール	ダンボール
④OA古紙	コピー用紙・コンピュータ用紙
⑤雑古紙	メモ用紙・郵便物・封筒・紙製手提げ袋・商品の空き箱
⑥シュレッダー処理紙	※紙の繊維が切断されたり、材質の違う紙が混入されたりしてリサイクルに適さない場合があります。
⑦機密書類	顧客の個人情報など、機密性の高い文書
⑧その他の紙類	裏カーボン紙・感熱紙(ファックス用紙、ワープロ用紙など)・ワックス加工紙(紙コップなど) ラミネート紙・防水加工紙・写真・青焼きコピー紙

※分別等でご不明な点は、岡崎資源回収協同組合へお問い合わせください。

## 異物は混ぜないでください!

- (1) 窓付封筒や紙製手提げ袋に使われているビニール類
- (2) 粘着物(粘着テープ、シールなど)
- (3) プラスチック製品(セロハン、ファイルなど)
- (4) 金属類(ファイルの金具、クリップなど)
- (5) 紙以外のもの(布製品、ガラス製品、アルミ箔などが使っている表紙など)

異物の混入はリサイクルの支障となります。必ず取り除いてください。

### 注意

出版・製本・印刷物加工業などから出る紙ごみは産業廃棄物です。決められた処理方法で適正に処理を行ってください。

# 家電4品目、パソコンの処理

## 家電4品目 (テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機、エアコン)

家庭向けに製造されたテレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機、エアコンは「家電リサイクル法」対象品目です。不要になった場合は、購入または買い替えをする販売元へ引取を依頼する、もしくは産業廃棄物の収集運搬許可業者に委託または自ら運搬し、指定引取場所に持ち込んでください。



## パソコン

「資源有効利用促進法」に基づき、不要になった事業系パソコンは、各メーカー指定の方法でリサイクルしてください。(詳しくはメーカーにお問い合わせください。)倒産や国内撤退などによりメーカーが存在しない場合は、産業廃棄物として適正に処理してください。



# 食品のリサイクル

食品廃棄物の排出者は、食品リサイクル法で「発生抑制」「再生利用」「熱回収」「減量」を実施するにあたっての基準が定められています。



- ごみ対策課(リサイクルプラザ3階) 〒444-0002 岡崎市高隆寺町字阿世保5番地 TEL 0564-22-1153  
 中央クリーンセンター 〒444-3171 岡崎市板田町字西流石2番地1 TEL 0564-27-7153  
 八帖クリーンセンター 〒444-0922 岡崎市八帖南町字立島2番地1 TEL 0564-22-5436